京丹後市入札監視委員会(令和元年度第2回)議事概要

7/1 J (5/1)	人们益优安县云(7 们九千反射	62四/戰爭機多
開催日時	令和2年1月29日(水) 午	後 1 時 30 分~午後 4 時 00 分
開催場所	京都市会場:京都工芸繊維大学	松ヶ崎キャンパス
	15 号館 2 階 N202	2評価員室 1
	(京都市左京区松	ない (大崎橋上町)
	 京丹後市会場:京都工芸繊維大学	京丹後キャンパス
	地域連携センター	
	(京丹後市網野町	
	※テレビ会議での開催のため 2	
出席委員氏名(職業)	委員長 出辺 保雄 (弁護士)	
	 委 員	繊維大学大学院 准教授)
	委員 村尾 愼哉(公認会計	
	1 開会あいさつ (中西総務部:	
	2 報告事項	~)
	² 報ロ事項 (1) 前回抽出工事に係る検討	+12.01.7
	(1) 削凹抽山工事に体る快き	J(C-)((C
	3	
	(1) 抽山工事に関する番職に (2) 入札及び契約手続きの通	
	4 次回抽出委員の選出	三角水化寺に グ・C
	* 「八回加山安貞の選出 村尾委員を選出(五十音	細で堪ち回り)
	5 次回開催日程の調整	
	6 その他	
	7 閉会あいさつ (坪倉入札契約	約課長)
審議対象期間	平成31年4月1日 ~ 令和	
抽出案件	総件数 6件	(備考)
一般競争入札	2 件	
公募型指名競争入札		対象件数 149件
通常指名競争入札	1 件	
随 意 契 約	3 件	
委員からの意見・質問	意見・質問	回 答 等
とそれに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき	・特段の意見等はない。
	ただし、入札状況に異常値が	ないかの分析をして、異常値と判
		の追加手続きを実施するなどの仕
	組みを検討していただきたいこ	
		況に合わせて変えていくなど、よ
		っせていくような先読みする意識
	を持っていただきたいこと。 - 蒸れ 無数 が 具 低 判 阻 無数 に 思	けりつく とるわ声例ぶ夕がし でい
		はりつくような事例が多発してい :が妥当か、もう一度真摯に検討い
	つ物口は、ドヒビ 恰切昇比月伝	MT女ヨM1、もり一及呉拏に使削り1

ただきたいこと。

2号理由での1者随意契約において、予定価格を算出するに当たり、参考見積を徴取する相手方は、契約の相手方以外の業者からの情報も得るなどの努力をしていただきたいこと。

別紙

- 「2 報告事項」関係
 - 1 前回抽出工事に係る検討について
 - ※ 令和元年度第1回入札監視委員会の審議案件において、委員からの意見があり、競争原理が働く業者選定基準の見直し、予定価格と落札価格が大きく乖離する場合の検証手続きの必要性、最低制限価格の設定方法見直しの3点について検討した考えを報告したもの。その内、意見・質問のあった項目について記載しています。

意見・質問	回答等
○ 予定価格と落札価格の乖離に ついて(1) 予定価格の設定については、検証	落札価格が低くいけたとはどういうことであったかとい
したのか。	う角度での検証をしています。業者の積算は明確にならない部分がありますが、C等級で企業規模が小さいということもあり、一般管理費の諸経費関係が低く抑えられ、結果低価格で応札できたものとみています。
○ 予定価格と落札価格の乖離について(2) 経費が低く抑えられることが一般的に言えるのであれば、それを反映した予定価格の設定に変えなくてもよいのか。	どの業者が落札するか分かりませんので、積算上は一律 の考え方で積算せざるを得ないと思っています。
○ 予定価格と落札価格の乖離について(3) 経費が低く抑えられたためにこういう事態が生じているならば、予定価格の算定方法を変える要素として検討すべきと思う。	引き続き検討します。

- 「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係
 - 1 平成31年度京丹後市浄化槽設置工事その1 ・・・ 一般競争入札
 - ※ 同日の開札で、5件が同じ2業者の抽選(同価入札によるくじ引き)となっており、かつ、同一業者が4件を落札している案件。

意見・質問	回答等
○ 入札参加業者について (1)	
同日に開札した5件の同様の工事	災害復旧工事が多い発注時期と、5 月に出させていただ

辛日 新田	
意見・質問	回答等
で、全て入札参加業者は2者であるが、それ以外の業者がなぜ入札され	いた浄化槽工事の発注時期との関係からして、お忙しい中 で、この2者の方が応札していただいたと考えています。
	して、この2有の力が心化していただいだと考えていまり。
なかったのか。	
○ 入札参加業者について(2)	
落札業者は災害復旧工事に入っ	応札されたもう1者は災害復旧工事にも入札されていま
ていないが、応札したもう1者は、	す。
災害復旧工事にも入札していたの	9 0
次音後間上事にも八化していたの か。	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
 ○ 発注時期について(1)	
浄化槽工事を5月にまとめて8件	前年度末を含めて申し込みのあった工事をまとめさせて 前年度末を含めて申し込みのあった工事をまとめさせて
発注しているが、発注時期を分散さ	いただき、初めての予算執行ということで5月に集中的に
せることはできないのか。	発注しています。
	71110 (1 47)
□ 工事の飛び番号について(1)	
浄化槽工事において、その1から	 浄化槽工事その4については、随意契約としています。
順番に番号があるが、その4の工事	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
はなかったのか。	
-	
○ 発注方法について(1)	
同日開札の4工事を1者で受注し	まとめて発注すると工期が長くなることもあり、施主様
ているが、まとめて入札した方が、	は早期完成を望んでおられるため、まとめ発注ではなく、
共通部分の経費が合理化できるの	地域等を鑑みながら 2 、 3 個まとめた形で発注をし、早期
ではないか。	完成を目指しています。
○ 発注方法について (2)	
工事をまとめても、個別に分散し	浄化槽の金額自体がそれほど高いものではないため、ま
ても積算価格の合計額は同じにな	とめても積算価格に大きな差はでません。
るのか。	
The state of the s	
○ 複数工事の発注について (1)	
仮に、同日開札の5件の工事を全	どの工事にも契約工期を定めており、それを承知した上
てC等級の業者が落札した場合、工	で入札に参加していただいていますので、結果的に同じ業
事が順調に進む保証や何らかの配	者が落札されても、問題なく工事は完成していただけるも
慮はあるのか。	のと理解しています。

意見・質問	回答等
○ 複数工事の発注について(2)	
同日に複数の同種工事を落札し	今回の浄化槽工事の金額規模であれば、建設業法におい
ていて、主任技術者の配置は満足で	て主任技術者を非専任で配置することとなっています。非
きているのか。	専任であれば、複数の工事を掛け持つことができ、場合に
	よっては、4 件の工事の主任技術者を 1 人の方が主任技術
	者として現場の管理をしていくことになりますが、建設業
	法上は問題なく、適正に工事が施工されるものと理解して
	います。
○ 複数工事の発注について (3)	
複雑な工事になった場合、配置予	今日現在、浄化槽工事については、特に問題なく、順調
定技術者の条件設定は変わってく	に工事も施工していただいています。
ると思うが、複数の工事を同時に受	
注すると、現実的に工事の進捗に影	
響は出ないのか。	

2 平成 31 年度 京丹後市浄化槽設置工事その 24 ・・・ 一般競争入札 ※ 入札者が 1 者しかなく、落札率が 100%である案件。

意見・質問	回答等
○ 落札率について (1)	
5 月の浄化槽工事では最低制限価	特段、この入札に関して新しい事案が発生したというこ
格での入札であったが、その後は	とはありません。また、他の業者がなぜ応札していただけ
99%や100%の落札率が散見されて	なかったかという分析はしておりません。
いる。なぜ、このようになっている	
のか。	
○ 競争性について (1)	
競争が行われることを目的に入	一般競争入札及び指名競争入札等で発注させていただい
札制度を実施するため、1 者でも応	た時点で競争の原理は働いていると考えています。今回に
札いただいたから良いという発想	ついては、その競争の原理を働かせた競争入札を執行した
ではなく、もう少し競争が活発にな	結果、1者での100%の落札に至ったものと考えています。
ることを期待して、入札制度を運用	今後も入札については、競争原理が働く形で執行していき
することを検討すべきではないか。	たいと考えています。

意見・質問	回答等
○ 応札価格について(意見)	
予定価格も最低制限価格も積算	
できる業者が、5月の時は最低制限	
価格で応札しているのに、4ヶ月後	
には予定価格の 100%で応札してく	
るということは、どのような背景が	
あるのか。本来の需要と供給の関係	
であれば、多くの仕事を出せば競争	
は緩やかになり価格は高くなるし、	
供給が少なければ、需要が多くなっ	
て価格は低くなるのが普通だと思	
うが、今回は逆の方向にベクトルが	
見える気がする。	

- 3 宇川小学校屋内消火栓配管改修工事 · · · 通常指名競争入札
- ※ 落札率が93.66%と比較的高い案件。

意見・質問	回答等
○ 応札価格について(1)	
予定価格を 2 者が超過している	うまく積算がされなかったものと思っています。
が、情報公開請求があっても積算が	
難しかったということか。	
○ 入札顛末について (1)	
入札顛末書の中で、入札書不着と	入札書不着とは、辞退届が提出されずに入札がされなか
辞退とがあるが、違いは何か。	った場合のことで、辞退とは、辞退届が提出されて入札を
	辞退した場合のことです。
○ 入札顛末について (2)	
入札書不着に対するペナルティ	指名停止等の措置要綱において、不正又は不誠実という
はあるのか。	ことで、入札に際して資格確認通知又は入札通知を受けた
	場合において、過去2年に2回正当な理由なく参加しなか
	った場合については、停止1箇月という規定があります。

意見・質問	回答等
○ 入札方式について(1) なぜ一般競争入札ではなく、指名 競争入札なのか。	業者の格付けがない工種であるため、管と消防施設における完成工事高を一定規模以上として、指名競争入札にしています。
○ 入札方式について (2) 発注等級なしでも一般競争入札 が他にもあるのはなぜか。	災害復旧工事では、土木一式のA、B、C等級として、ただし1千万円以上はA、B等級ですが、発注等級については基本的になしとしています。
○ 入札方式について(3) 災害復旧工事以外は、発注等級がない場合は、必ず指名競争入札になるということか。	発注工種によって、一般的には、等級区分がある工種については一般競争入札を実施しており、等級区分のない工種については指名競争入札を実施していますが、特殊な工事については格付けがない工種であっても、施工実績を求めたりする工事もありますので、そういった特殊な工事については一般競争入札を実施する場合もあります。
○ 入札参加業者について(1)9 者指名した内、予定価格の範囲内に3者しか入っていないが、その背景は何かあるのか。	業者に確認しているわけではないですが、学校の工事であり夏休みにやっていただきたいということで、工期の設定をしています。そのため、その時期に他の工事が入っているという場合もあるかと思いますが、この3者については、意欲をもって応札いただいたのではないか思っています。
○ 工期の設定について (1) 開札が 7月 18日で工期が 9月末までであるが、これは一般的な設定なのか。もっと早く出せば応札も入りやすいのではないか。	年度の最初に設計をしており、その設計の期間が影響してこの時期になったものです。

- 4 峰山途中ヶ丘公園陸上競技場附属施設等整備(機械設備工事) ・・・ 随意契約
 - ※ 初度の一般競争入札において不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 (競争入札に付することが不利と認められるとき。) の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 初度の入札について (1) 初度の入札で予定価格を超過し て不落となった原因は何か。	広い敷地の中で段階的に工事を行う必要があり、経費も かかるという想定をされたのではないかと推測していま す。
○ 応札価格について(1) 建築工事は積算が難しいのか。	機械設備工事ということになっていますが、新築部分と 改修部分があり、諸経費もそれぞれで変わってくるという ところがあります。ただ、そういう工事の受注をしている 業者ですので、その辺は承知いただいていると考えていま す。
○ 予定価格について(1) 入札が不落になった後で、見積り を取る際に、業者は予定価格をわか っているのか。	予定価格はわかっていない状態での応札になっていま す。
○ 応札価格について (2) 入札の際には、最低金額はわから ないのか。	入札の場合、1回目の最低応札価格は公表され、2回目は その金額を承知の上、それ以下で応札をすることになりま す。
○ 見積価格について (1) 2回目の最低応札価格を超えた額で見積りをしている業者があるが、 ルールとしては問題ないのか。	ルールとしては問題ありません。 また、今回その随意契約時の予定価格については、新し い単価が出ていましたので最新の単価に置き換えて、再度 随意契約の見積りを依頼したものでもあり、そういう部分 からも問題はないと考えています。
○ 工事の発注方法について (1) 建築主体工事を別途入札してい るが、まとめることはできないの	まとめて発注することも全くできないわけではないです が、市の方針として分離分割して出せるものは出すという

意見・質問	回答等
か。	方針がありますので、工種が違うため、分離して発注して
	います。
○ 工事の発注方法について(2)	
建築主体工事の業者との連携や	確かに工種が違う業者が現場に入ってくると、調整とい
工期などを綿密に打ち合わせして	う点においては1者の方が合理的であるというのはご指摘
いく必要があるなら、最初から1者	の通りですが、分離分割して一定規模のものは発注すると
で全て入札した方が合理的ではな	いう方針がありますので、それに基づいて分けて発注して
レ カカ _。	います。

5 令和元年度京丹後市網野最終処分場上水加圧ポンプ整備工事・・・ 随意契約

※ 落札率が72.41%と低い案件。

意見・質問	回答等
○ 見積金額について (1)	
汚泥の関係の整備工事もしてい	工事が重なった状況にあった中での金額ですので、特に
た関係で金額としては問題ないと	問題はありませんでした。
いうことか。	
○ 落札率について (1)	
汚泥の関係の整備工事の方は落	セットということではなく、汚泥の脱水機の分解工事の
札率が 94.56%と高い率になってお	方を先行して契約の話をしており、その後、この加圧ポン
り、それとセットだから今回は落札	プの工事が発生してきたので、後の契約の中でその現場管
率が抑えられたということか。	理費については共有できるという判断もあり、契約金額が
	低くなっているということです。
○ 発注時期について (1)	
契約日は同じ日になっているが、	契約日は同じ日になっていますが、実際には、汚泥の工
汚泥の工事の方を先行して進めて	事の方は6月20日に起工しており、加圧ポンプの工事は7
いたということか。	月5日に起工しています。
○ 工事の発注方法について(1)	
この2つの工事を分けることによ	加圧ポンプの工事については、ポンプ自体が壊れたのが
って高い金額で契約せざるを得な	7月2日以降に発覚した状況があり、それまでに既に汚泥
い事になる可能性があると思うが、	の方の工事の話は進めていましたので、その2つを抱き合
最初から二つの工事をセットで発	わせて進めることはできませんでした。

意見・質問	回答等	
注すれば積算はもっと下がったと		
いうことにならないか。		
○ 工事の発注方法について(2)		
結果的に落札額は汚泥の方の工	積算については、この 2 つの工事を抱き合わせというこ	
事に引っ張られているが、積算する	とではなく、純粋に加圧ポンプの工事に関わる部分での積	
段階でその辺りは考慮できないの	算にすることが本来であると考えています。	
か。		
○ 落札率について (2)		
落札率が低い結論としては、受注	走るような形で 2 つの工事が重なったという状況の中	
業者が良心的だったということか。	で、共有できる経費について考慮していただけたと理解し	
	ています。	

- 6 令和元年度 京丹後市情報通信基盤施設整備事業加入者系伝送路等工事その3
 - ••• 随意契約
 - ※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適さないとき)の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 業者選定について (1)	
随意契約でNTT西日本にお願い	NTT 西日本にしかできない工事ですので、1 者に限られ
する以外は方法がないのか。	ます。
○ 予定価格について (1)	
他の行政等でも同様の工事があ	特殊品に関しては、NTT 西日本の見積りを参考にしてい
ると推察するが、そのことを認識し	ますし、それ以外については公共積算の単価を使用するな
ているのか。また、その時の価格を	ど、また同様の工事などの単価を参考にして、複合的に算
今回の金額と比べてどうなってい	出をしています。
るか。	
○ 予定価格について (2)	
最初にNTT西日本に参考見積を	今回発注する数量に応じた参考見積をいただいて、その
依頼するのか。	時点で金額の判断をしています。

辛 日 新田		
意見・質問	回答等	
○ 伝送路等工事について(1) 幹線伝送路等工事は指名競争入 札で、NTT西日本が落札されている のか。	幹線伝送路等工事は、NTT西日本以外も落札して工事を しています。	
○ 伝送路等工事について (2) 加入者系伝送路の引込工事は条件付一般競争入札であるが、NTT 西日本以外でもできるのか。	条件付き競争入札の段階で条件をつけており、もともとこの事業の運営を行う事業者をプロポーザルで募集をして、それが NTT 西日本であったということで、NTT 西日本がサービスを展開するために各家庭への引き込みを行うということになるため、他の業者でも入札に参加するということはできません。	
○ 伝送路等工事について (3) 条件付一般競争入札ということ だが、応札があったのはNTT西日本 だけだったということか。	結果的に NTT 西日本の1者が入札に参加をしたということで、その当時の条件としては、京都府内に営業所を有するもの、その理由としては、サービスレベルの確保のため府下の保守拠点から駆けつける必要があるということで、この事業を行うための条件をつけて入札を行っていました。	
○ 随意契約理由について (1) 加入者系伝送路工事を条件付一般競争入札でNTT西日本がしているために、今回は 2 号理由になるということか。	そのとおりです。	
○ 伝送路等工事について (4) 加入者系伝送路工事をする段階で、それ以降の追加工事は随意契約せざるをえないということは自動的に決まるということか。	そうなります。	
○ 見積価格の妥当性について(1) 条件付一般競争入札をする時に 追加工事があることは想定してい ると思うが、追加工事の金額が妥当	当初の工事以降、同年度の同様の工事であるとか、前年 度の同様の工事の見積単価などを比較して、見積金額を不 当に高く設定されていないかどうかの点検は常に行うよう	

意見・質問	回答等	
になされるように、事前に何か手立 てをしておくのか。	にしています。	
○ 見積価格の妥当性について (2) 予定価格よりも 1、2 割高い見積 りであった時に、1 者随意契約だと 拒むことができないと思うが、そう いう事態を防ぐ仕組みはないのか。	仕組みとしては決まったものはありませんが、過去の工事金額と比較したり、公共積算等の数字も使っていますので、極端にあがることがないように、毎回の点検を確実に行っています。	
○ 落札価格について(1) 工事概要の中で、調査戸数と追加 施工等の戸数がバラバラだが、落札 価格に対する1件あたりの費用は高 くないか。	加入者引込伝送路敷設工事とは、新たに各家庭への引込ケーブルを引くものですし、サービス追加施工とは、既にケーブルは引きこんであるものに対して、放送又は通信のサービスの追加を行うもので、それぞれ単価は異なります。また、工事は申し込みのあったところから順次施工していくということで、広い市域の場所的な不利もあり、1件あたりの単価は多少高くなっていると思います。	
○ 予定価格について (3) 予定価格はどのように作成して いるのか。予定価格のいくつかの要 素にはNTT西日本が出してきた数 字が入っているのか。	まず施工数量を決めて、それに対して事前見積という形でNTT西日本に数量を伝えて、金額をいただいています。 特殊使用品については、NTT西日本が出してきた見積の金額になりますし、それ以外は公共積算等の単価を仕様するようにしています。	

「3 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

12 1111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

	内 容	
今回はありません。		